

目標毎の施策(案) 一覧

重点施策として考えたい施策

資料4-2

(重点施策:特に重視すべき施策で、早期に取り組むべき施策)

2016/1/26

目標	施策の方向性	新規	提示する施策 (基本的施策)	該当ページ
<p>目標1 若年・子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる豊かな地域社会の実現</p>	<p>(1) 若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり</p>	<p>① 子育てに適した住宅の供給誘導</p>	○ ・ 子育てに適した住宅の認定制度の創設の検討	p4
			○ ・ 一定期間の家賃減免を行うなど、一定の質が確保された「地域優良賃貸住宅」の供給の促進	
			○ ・ 公営住宅における子育て世帯の優先入居、基準緩和等の検討	
		<p>② 子育て支援サービスの充実と情報の発信</p>	○ ・ 子育て支援関係部局や民間事業者等と連携した子育て支援情報の発信 (ホームページの一元化等)	
		○ ・ 公的賃貸住宅の空きスペースや建替等により発生した余剰地を活用した子育て支援施設整備の推進		
		<p>③ 若年・子育て世帯に向けた住宅相談・住み替え支援の充実</p>	○ ・ U・J・Iターンや持家取得への支援等による三世帯同居、隣居・近居の推進	
	○ ・ 賃貸住宅、住宅取得やリフォーム、子育て支援サービスに係る情報を一元的に提供する窓口の設置検討			
	○ ・ 市町村、不動産関係団体、建築関係団体等と連携した住宅取得やリフォームに関する相談・助言体制の整備の推進			
	<p>(2) 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり</p>	<p>① 高齢者が安心して住まえる住宅の確保</p>	○ ・ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進、適正な管理やサービス提供が行われるよう行政による指導の実施	p5
			○ ・ 公的賃貸住宅におけるシルバーハウジング、地域優良賃貸住宅の供給促進	
			○ ・ 空き家等を改修した高齢者向け住宅の供給の検討	
		<p>② 高齢期に適した住宅への住み替えの支援</p>	○ ・ 住宅や住宅周りのバリアフリー化の推進。リフォーム事業者の育成や市場の環境整備の推進	
○ ・ U・J・Iターンや持家取得への支援等による三世帯同居、隣居・近居の推進				
○ ・ 市町村、不動産関係団体、建築関係団体等と連携した住宅取得やリフォームに関する相談・助言体制の整備の推進				
<p>③ 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりー地域包括ケアシステムの構築ー</p>	○ ・ 福祉関係者 (ケアマネジャー等) との連携による住み替え支援の充実			
○ ・ 高齢者の身体状況に対応する住宅・施設等情報の一元化・発信など、高齢者の住み替えに関する情報提供の充実				
○ ・ 健康福祉部局と連携した地域包括ケア関連事業の推進。事業成果の集約・情報発信による普及・啓発				
○ ・ 公的賃貸住宅の空きスペースや建替等により発生した余剰地を活用した福祉拠点整備の推進				
<p>(3) 住宅地におけるエリアマネジメントの推進</p>	<p>① 地域による居住地管理の推進</p>	○ ・ 道路・公園等の公共施設の清掃などの日常的な管理を行う住民・地域団体・民間事業者を支援するアダプト制度の導入の推進。街区公園等の身近な公共施設の運営管理について委託や指定管理者制度導入の推進	p5	
		○ ・ 多主体連携によるまちづくりを推進するため、居住地管理に関わる県内の先進的な取り組みに関する情報の収集・発信		
		○ ・ 宅地の狭小化の防止やゆとりある良好な住環境形成のための地区計画・建築協定等や任意のルールづくりの推進		
	<p>② 住宅地等の再生に向けた取り組みの推進</p>	○ ・ 集合住宅団地 (URが開発した大規模団地等) における事業主体や住民と十分に連携した団地再生や維持保全への取り組みの促進	p6	
○ ・ 計画的に開発された郊外住宅地の公共施設や良好なコミュニティの継承しつつ、良質な住宅・住環境の保全を図る取り組みの促進				
○ ・ 農村・漁村集落における豊かな自然環境等の地域資源の活用。緊急車両の通行や災害時の避難路の確保、生活道路拡幅等の環境改善への取り組み				

目標	施策の方向性		新規	提示する施策（基本的施策）	該当ページ	
目標2 次世代にも承継される良質な住宅の形成と空き家の利活用等の推進	(1) 良質な住宅の供給促進と住宅性能の確保	① 良質な住宅の供給の促進	○	・ 防犯性や省エネ・省CO2性に優れている、子育てに適している、高齢者が住みやすい等、特徴的で良質な住宅の認定制度の創設の検討	p7	
		② 長期優良住宅の普及の促進		・ 上記のような特徴的で住宅性能が優れている住宅地の整備について、公共施設の跡地等遊休地活用の検討		
		③ 住宅における木材利用の促進		・ 「ちばの木」の認証制度や「ちばの木の家づくり」を実施する工務店等の認定制度等の周知・普及の促進。サンパ杉等の県産木材を活用した家づくりの推進。		
	(2) 適切な維持管理とリフォームによる質の向上	① 住宅の安全性の向上		・ 耐震診断・耐震改修に関する各種支援制度の周知・普及による住まいの耐震性の向上の促進	p7	
		② マンション管理の適正化・再生事業への支援		・ アスベスト・シックハウス対策、防犯性能向上、バリアフリー化、省エネ・省CO2化等に関する相談窓口の開設や各種支援制度の周知・普及		
		③ 民間賃貸住宅の適切な管理の促進		・ 市町村が行っているマンションの管理組合を対象とした相談窓口や再生に向けた合意形成への支援、耐震診断・耐震改修への支援制度等の充実と制度の普及・周知	p8	
		④ 住宅リフォーム環境の整備		・ 関係団体との連携による、上記の取り組みを未実施の市町村を対象とした相談窓口の設置やセミナー等の開催		
		⑤ 住教育の推進		・ 不動産事業者や住宅所有者への維持管理やバリアフリーリフォーム等の情報提供による民間賃貸住宅の適切な維持管理の促進		
	(3) 空き家の利活用と適切な管理の推進	① 空き家の利活用の推進	○	・ 「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」によるリフォームに関する情報提供・相談窓口の充実、リフォーム事業者の育成等による安心してリフォームができる環境の整備の促進	p8	
		② 空き家の適切な管理と不良ストックの除却	○	・ 広報誌やホームページによる住生活情報の提供やセミナーの開催による住意識向上の促進		
		③ 田園居住や二地域居住の推進	○	・ 学校教育現場等で、子どもたちが郷土に自信と誇りを持つことができる教育や、住意識向上に資する教育の推進		
	目標3 多様な居住ニーズに応じた住宅市場の環境整備	(1) 既存住宅の流通の促進	① 既存住宅の流通促進	○	・ 市町村における空家の実態把握等の支援とともに、利活用事例の情報収集・周知。地域特性に応じた住宅地の再生等につながる空き家の利活用方策の検討	p9
			② 高齢者の住み替え支援	○	・ 不動産関係団体との連携による「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針（国）」の普及・周知	
			③ 田園居住や二地域居住の推進（再掲）		・ 既存住宅の第三者検査制度や売買瑕疵保険の普及・周知	
		(2) 賃貸住宅市場の環境整備	① 賃貸借のトラブルへの対応		・ JTIのマイホーム借り上げ制度の活用や住み替え型リバースモーゲージ制度の普及・啓発による高齢期に適した住宅への住み替えと住宅資産の有効活用の推進	p9
② 住宅確保要配慮者への対応				・ 市町村や不動産事業者による高齢者の住み替えに関する相談・助言体制づくりの支援		
③ シェア居住等新たな住まい方への対応			○	・ 市町村やNPO等との連携による空き家情報の提供やマッチング等の住み替え支援、住み替え後の定住支援を総合的に行うことによる田園居住や二地域居住の推進		
(3) 住まいの情報提供・相談窓口の充実		① 住まい・まちづくりに関する情報提供		・ 賃貸住宅オーナーの契約・維持・管理に対する意識啓発活動への支援	p10	
		② 地域における相談体制の整備		・ 「居住支援部会（協議会）」での必要な対応策等の検討、「千葉県あんしん賃貸支援事業」等の普及・促進		
				○	・ シェア居住（シェアハウス、ルームシェア等）について、近隣・入居者同士のトラブルの防止や、良質な住まいの提供と健全な運営を誘導するためのガイドライン等の作成の検討	
				・ 住み替えや高齢者向け住宅、子育てに適した住宅、住生活関係サービス、リフォーム、エリアマネジメント等の各種情報の一元的発信等による、住まい・まちづくり情報提供の充実		
				・ 市町村への相談窓口の設置や関係団体との連携による相談会、セミナーの開催など、地域における相談体制の充実		

目標	施策の方向性		新規	提示する施策（基本的施策）	該当ページ
目標4 住宅セーフティ ネットの確保	(1) 住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保	① 公的賃貸住宅ストックの有効活用		・ 既存公営住宅ストック有効活用、老朽化ストック等の建替え、改善・再編と公平かつ適切な入居管理の推進	p11
		② 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保		・ 公的賃貸住宅のうち比較的低家賃住宅を高齢者等の入居を拒まない住宅として情報提供することによる、住宅確保要配慮者の居住安定のための有効活用の推進	
		③ 居住支援の充実		・ 不動産事業者、賃貸住宅所有者と連携した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 ・ 「居住支援部会（協議会）」での必要な対応策等の検討、「千葉県あんしん賃貸支援事業」等の普及・促進（再掲）	
	(2) 災害発生時の被災者に対する一時的住宅の確保	① 被災者等に対する迅速な一時的住宅の提供		・ 県内の住宅供給事業者、不動産関係団体との連携による災害発生時の応急仮設住宅・民間賃貸住宅の供給体制の整備	p11
				・ 市町村と連携した災害発生時の応急仮設住宅建設候補地の確保 ・ 建築関係団体との連携による被災建築物等の応急危険度判定等、災害発生時に迅速に安全性を確認するための体制づくり	
		② 被災者等に対する恒久的住宅への移行支援		・ 応急仮設住宅から民間借家等への移行支援策の検討や、金融関係団体と連携した住宅復旧支援体制の整備の推進	p12
目標5 良好な居住環境の形成	(1) 安全・安心な居住環境の形成	① 災害に対する安全性の確保		・ 「千葉県ハザードマップ」の周知など、居住地における災害に関する情報の普及・啓発等を推進	p13
				・ 浸水、土砂災害、津波・高潮対策等の推進	
				・ 大規模盛土造成地の安全確認調査等の実施による宅地所有者への情報提供	
		② 密集市街地の安全性の確保		・ 大規模地震や火災による被災が予想される密集市街地における、市町村や地区住民との連携によるその解消や減災に向けた事業の推進	
	③ 犯罪の起こりにくい環境整備		・ 地域住民、市町村、警察など関係機関による地域の防犯性診断等の実施による防犯力の向上	p13	
			・ 防犯優良マンション・アパート認定制度や防犯優良駐車場認定制度等の周知・普及		
	④ 市街地におけるユニバーサルデザインの推進		・ 「千葉県福祉のまちづくり条例」や「ユニバーサルデザイン整備指針」の基準に基づいた施設等の整備の推進	p13	
			・ 歴史的な様式の住宅や街並みについて、その魅力を積極的に評価し、街並み環境整備事業等の導入による街並みの保全	p14	
	(2) 個性ある美しい住宅市街地の形成	① 地域の文化や歴史を活かした街並みの保全		・ 地区計画、建築協定、景観計画等の活用による景観づくり・まちづくりの促進	p14
② 景観づくり・まちづくり			・ 駅前や中心市街地へ生活サービス機能を集約させることによる活性化、コンパクトな居住構造の形成の推進	p14	
(3) コンパクトな居住構造の形成	① 駅前・中心市街地の活性化		・ 駅前や中心市街地にある空家活用による、まちなか居住の促進		
		② 小さな拠点の形成			・ 中・山間地での診療所や介護施設、日常生活サービス機能等が集約した「小さな拠点」の形成の推進